

## 令和7年度三重県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度三重県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 会 社 数	94 社		
(2) 年 間 総 給 水 量	208,588,620m <sup>3</sup>		
(3) 一 日 平 均 給 水 量	571,476m <sup>3</sup>		
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	業 務 設 備 及 び 改 良 事 業	事 業 費	272,451 千円
	北伊勢工業用水道改良事業	事 業 費	4,735,825 千円
	中伊勢工業用水道改良事業	事 業 費	334,307 千円
	松阪工業用水道改良事業	事 業 費	970,350 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		6,139,955 千円
第1項 営 業 収 益		5,776,465 千円
第2項 営 業 外 収 益		363,490 千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		6,652,494 千円
第1項 営 業 費 用		6,413,103 千円
第2項 営 業 外 費 用		237,391 千円
第3項 予 備 費		2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,045,716千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額562,808千円及び過年度分損益勘定留保資金4,482,908千円で補てんするものとする。）。

収		入
第1款	資本的収入	2,770,476千円
第1項	企業債	2,340,000千円
第2項	補助金	52,200千円
第3項	出資金	326,253千円
第4項	負担金	52,023千円
支		出
第1款	資本的支出	7,816,192千円
第1項	建設改良費	6,519,187千円
第2項	償還金	1,197,005千円
第3項	投資	100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額																									
設	備	取	替	工	事	等	に	係	る	契	約	令	和	7	年	度	か	ら	令	和	10	年	度	1,960,750千円							
制	水	弁	取	替	工	事	に	係	る	契	約	令	和	7	年	度	か	ら	令	和	9	年	度	1,546,578千円							
配	水	管	布	設	工	事	等	に	係	る	契	約	令	和	7	年	度	か	ら	令	和	9	年	度	924,155千円						
電	気	需	給	に	係	る	契	約	令	和	7	年	度	か	ら	令	和	8	年	度	233,686千円										
水	管	橋	架	設	工	事	に	係	る	契	約	令	和	8	年	度	101,200千円														
電	気	設	備	改	良	工	事	に	係	る	契	約	令	和	7	年	度	か	ら	令	和	8	年	度	40,700千円						
企	業	庁	フ	ァ	ィ	ル	サ	ー	バ	シ	ス	テ	ム	に	係	る	契	約	令	和	8	年	度	か	ら	令	和	12	年	度	6,755千円

行政事務用機器賃貸借に係る契約	令和8年度から令和12年度	336千円
ストレスチェック業務委託に係る契約	令和8年度から令和9年度	202千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(1) 北伊勢工業用水道改良事業	1,830,000千円	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	8.5%以内	政府資金についてはその融資条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、都合により据 置期間を短縮し、若しくは繰上 償還又は低利に借り換えること ができるものとする。
(2) 中伊勢工業用水道改良事業	127,000千円	〃	〃	〃
(3) 松阪工業用水道改良事業	383,000千円	〃	〃	〃

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用
- (2) 災害その他避けがたい事由により予算額に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	733,411千円
(2) 交際費	32千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,984千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、17,000千円と定める。